

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 14 日

秋田市長 穂積 志 殿

提出者

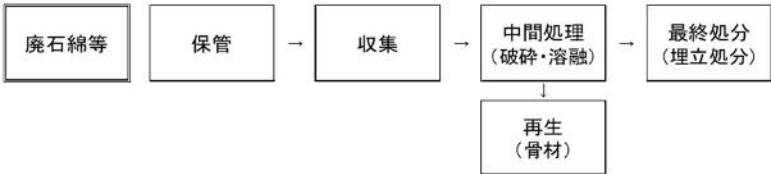
住 所 秋田市飯島字古道下川端 2 1 7 - 6

氏 名 東北発電工業株式会社 秋田支社

支社長 本多 孝

電話番号 0 1 8 - 8 4 5 - 4 7 0 7

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

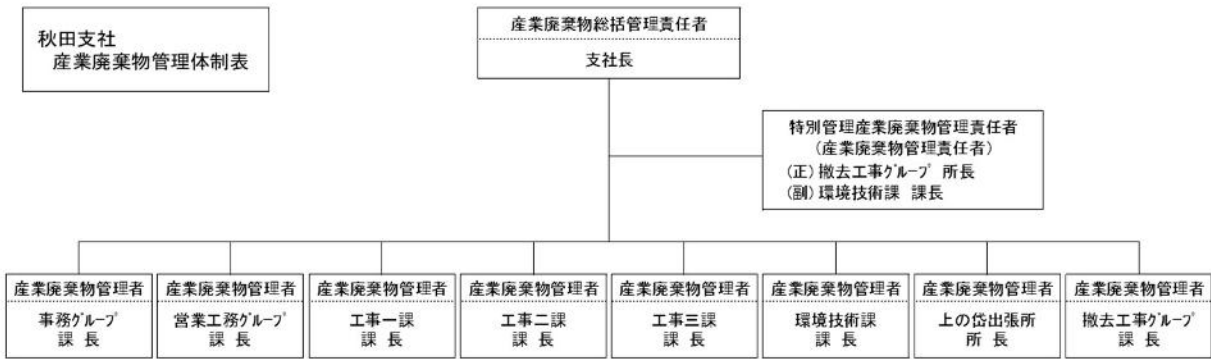
事業場の名称	東北発電工業株式会社 秋田支社
事業場の所在地	〒011-0911 秋田県秋田市飯島字古道下川端 2 1 7 - 6
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業(設備工事業)
② 事業の規模	完工高 3 3 億円(令和4年度実績)
③ 従業員数	8 2 人(令和5年4月現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	 <pre> graph LR A[廃石綿等] --> B[保管] B --> C[収集] C --> D[中間処理 (破碎・溶融)] D --> E[最終処分 (埋立処分)] D --> F[再生 (骨材)] </pre>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-2のとおり	
	排出量	295.700 t	
	(これまでに実施した取組) ・廃棄物の排出量は、請負工事によって増減するため、排出量をコントロールすることは困難であるが、処理委託先を選定し、再生利用や再資源化を図った。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-2のとおり	
	排出量	90.000 t	
	(今後実施する予定の取組) ・上記「①現状」の取組を継続する		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃石綿等の含有について事前調査を行ない、分別し、二重こん包により飛散防止を図り、他の産業廃棄物との混入がないよう区分して保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記「①現状」の取組を継続する

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) 無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組) 無し			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) 無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-2のとおり	
	全処理委託量	295.700	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.000	t
	再生利用業者への処理委託量	295.700	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・新規委託契約時および委託契約後も定期的に委託先を訪問し、処理状況を実地にて確認している。 ・委託契約先と基本契約を締結し、継続的に情報を交換するとともに、電子マニフェストにて適宜処理状況を把握している。 ・廃石綿等の処理は、熔融による無害化・再資源化可能な処理委託先を選定している。 		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-2のとおり	
	全処理委託量	90.000	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.000	t
	再生利用業者への処理委託量	90.000	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000	t
(今後実施する予定の取組) ・上記「①現状」の取組を継続する			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	295.700	t
	(今後実施する予定の取組) ・令和2(2020)年11月4日に電子マニフェスト(JWNET)に加入済 令和3(2021)年1月4日より運用を開始		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書（特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量）

東北発電工業㈱ 秋田支社

・ 現 状 : 前年度 ([2022] 令和 4 年度) 実績量
 ・ 計 画 : 今年度 ([2023] 令和 5 年度) 計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	①		②+⑧		⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
	総排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さる量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)		中間処理後、有効利用されている場合の委託量(委託先から別の業者に売却等される場合を含む。)		認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	
	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画
特定有害産業廃棄物 廃石綿等	295.700	90.000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	295.700	90.000	0.00	0.00	295.700	90.000	0.00	0.00	0.00	0.00
計	295.700	90.000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	295.700	90.000	0.00	0.00	295.700	90.000	0.00	0.00	0.00	0.00